

アドベンチャートラベルガイド育成支援事業仕様書

1 趣旨

県内の自然や文化、アクティビティを活用した魅力的なツアーを手配できるランドオペレーターや有識者と一緒に現地の課題等を洗い出し、海外の旅行会社から求められる品質レベルに応えられるアドベンチャートラベル(以下 AT と称する)ガイドを育成するためにも、国際的基準のガイド認証・野外救急救命の資格を取得するための、支援・研修を実施する。また、ガイド候補生にはより実践的な経験を積んでもらうべく四国内でインバウンド誘客を行っている旅行会社等における OJT 研修も実施し、四国・愛媛の AT 受入環境整備を加速させる。

2 事業名

アドベンチャートラベルガイド育成支援事業

3 委託期間

契約締結の日から令和8年2月13日まで

4 事業内容

本事業の趣旨に沿ったうえで、下記5つの事業を実施すること。

(1) AT ガイド育成セミナー

- ア AT ガイドに必要な知識の習得を目的とする研修を1回以上実施すること。
- イ 対象者は、ATに興味がある者、ATガイド志望者、観光事業者、観光行政団体等とすること。
- ウ AT有識者を招聘し、開催すること。

(2) AT ガイドに必要な国際的な資格取得を目的とする研修※

- ア ATガイド志望者、サイクリングや登山ガイドなど野外アクティビティのガイド、それらを目指す者を対象とした研修を1回以上実施すること。
- イ 国際的基準のガイド認証・資格の取得につながる内容とすること。
- ウ 開催場所を愛媛県内とすること。
- エ AT有識者を招聘し、開催すること。
- オ 定員は15名以上とすること。

※例) WMTC/WFA スタンダードコース講習等

(3) 旅行会社におけるガイド OJT 研修

- ア 実際の外国人対応ツアーにサブガイドとして参加させる OJT 研修を実施すること。
- イ ガイド候補生がより実践的な経験を積めるような内容とすること。
- ウ 対象者は、英語でガイドができる方且つ本事業に積極的に参加しているものとし、3名以上選定・実施すること。

(4) 英語ガイド育成研修

- ア (1) の参加者から AT ガイドを志す者、日本語ガイド経験のみ、あるいは英語力に自信がない等の方を選定し、1 回以上実施すること。
- イ 開催場所を愛媛県内とすること。
- ウ AT 有識者を招聘し、開催すること。
- エ 1 泊 2 日以上で実施すること。

(5) ガイド意見交換会

- ア ガイド同士が自身の得意とするエリアやコンテンツ情報等を共有しあうことで、現場に関する知見を深め、ストーリーテリングの技術向上を図るものとし、2 回以上実施すること。
- イ 研修参加者や愛媛県のガイドを対象とすること。

具体的な実施内容や実施時期・参加者選定・告知・発信等については、適宜一般社団法人愛媛県観光物産協会と協議・調整を行った上で、実施するものとする。

5 成果の報告（目標値）

受託者は、発注者に対して次の成果達成を目指し、報告すること。

- ① AT ガイドセミナー参加者 20 名以上
- ② 国際的基準のガイド認証・資格合格者 6 名以上
- ③ 実践的な経験を積んだ AT ガイド 3 名以上
- ④ 英語ガイド育成研修の参加者 6 名以上
- ⑤ 愛媛県内ガイドの意見交換会参加者各 10 名以上

6 成果報告の期限

成果の報告については、令和 8 年 2 月 6 日までに、第 3 者が確認しても本事業成果が達成されたと認識できるような証憑（例：資格取得・カリキュラム修了証、出席者リスト、実施報告書等）と共に、報告をすること。

7 成果報告の提出先

一般社団法人愛媛県観光物産協会

8 委託概要

委託業者は上記事業のほか以下の業務を行うこと。

- (1) AT ガイド育成スタッフの労務管理に関すること
 - ・ AT ガイド育成スタッフの募集・人選及び研修
 - ・ AT ガイド育成スタッフの社会保険加入手続き
 - ・ AT ガイド育成スタッフに対する給与及び通勤手当の支給
 - ・ AT ガイド育成活動マニュアルの作成
 - ・ 労務管理（日報作成等）及び業務進行管理
- (2) AT ガイド育成スタッフの移動に関すること

- ・交通費等の管理
- (3) 活動箇所における連絡調整に関すること
- ・アポイントメントの取り付け
 - ・使用許可に関する諸手続
- (4) その他本事業を遂行するため必要な業務